前橋市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、文化スポーツ観光部、産業経済部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月18日

前橋市監査委員 福田清和

同 田村盛好

同 宮田和夫

同横山勝彦

内 監 平成30年1月18日

前橋市義会議長金井清一様

前橋市監査委員 福田清和

同 田村盛好

同 宮田和夫

同横山勝彦

定期監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項及び10項の規定により、意見を添えて、別紙のとおり報告します。

定期監查結果報告書

1 監查対象部局

文化スポーツ観光部

文化国際課、スポーツ課、観光振興課

産業経済部

産業政策課、にぎわい商業課、公営事業課

2 監査期間

平成29年11月27日から平成30年1月18日まで

3 監査対象

平成29年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成28年度も対象としました。

4 監查方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要 聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説 明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。 なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

- (1) 文化スポーツ観光部文化国際課(指摘事項4件、要望事項1件)
 - ア 契約事務について(指摘事項)
 - (ア) 予定価格の設定及び調書の保管について

本課、アーツ前橋、文学館に係る業務委託契約において、実施伺で決裁を受けた予算額を上回る予定価格を設定しているものや予定価格調書に誤った見積書比較価格を記載しているものなど不適正な事例が見受けられた。

また、本課、アーツ前橋に係る業務委託契約の予定価格調書において、 封筒に入れて保管されていないものや封緘されていないものが複数あり、 秘密の保持が十分に確保されていない状況も見受けられた。 財務規則、契約規則及び契約事務取扱規程にのっとり適正な事務処理を 行うように改善されたい。

(イ) 指名業者の選定について

文学館に係る複数の業務委託契約において、契約規則第13条第1項では、指名競争入札に参加させようとする者を3者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を2者として入札を実施しているものがあった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ウ) 契約書の記載事項及び契約締結について

本課、アーツ前橋に係る複数の業務委託契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項、委託業務が完了した旨の検査に関することを記載していなかった。

また、アーツ前橋に係る複数の業務委託契約において、契約規則第19条第2項で規定する落札の通知をした日から7日以内に契約を締結していなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 財産管理事務について(指摘事項)

本課、アーツ前橋、文学館に係る備品の管理において、本課と各施設の連携が不十分なことなどにより、財務規則第230条で規定された適切な備品確認を実施できておらず、所在不明なもの、不用の決定や廃棄の事務処理漏れが複数あるとともに、所在は確認できたが表示標を貼付していないものもあった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 現金取扱事務について(指摘事項)

アーツ前橋メンバーシップ会費、文学館使用料の払込みにおいて、財務規則第42条では、収納した現金は、即日又は翌日(翌営業日)に指定金融機関等に払い込まなければならないと規定しているが、特別な事情もなく遅延しているものが見受けられた。なお、アーツ前橋メンバーシップ会費では、前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

エ 雇用管理事務について(指摘事項)

準常勤職員の任用通知において、年次有給休暇の日数を誤っているものがあった。

また、年次有給休暇承認簿において、非常勤職員運用要綱第7条第4項では、年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とすると規定しているが、時間単位未満の年次有給休暇の取得を承認しているものがあった。

さらに、雇用管理簿において、週休日等の勤務の振替等にあたり、非常勤職員運用要綱第6条第2項で規定する振替命令簿等を作成していなかった。

非常勤職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

オ 財産管理事務について(要望事項)

(ア) 備品管理の連携強化等について

文化国際課が所管する備品において、アーツ前橋、文学館を始めとして、 指定管理者制度導入対象施設である市民文化会館及び大胡分館の各施設 に係るものなど本課以外で多数の備品を管理している。しかし、備品デー タの設置場所などが古い情報のまま更新されておらず、聴き取り調査時の 備品実査でも不明備品が複数見受けられるなど、財務規則にのっとり備品が良好な状態で管理されているか疑義が生じる状況であった。

備品は市の財産であり、物品管理者のもと適正な管理をしていく必要がある。文化国際課では、絵画など高額な重要備品を多数所有していることから、備品データは常に最新の状態に保つとともに、本課と各施設での連携強化に努めながら、より適正かつ効率的な管理方法について検討されたい。

(4) 基金の有効活用等について

文化国際課が管理する国際交流基金において、11月末現在の基金残高は約2億4,400万円となっているが、基金の活用状況を確認したところ、基金の設置目的である国際交流の推進のための積極的かつ計画的な活用が図られているとは言い難い状況であった。

今後の事業計画等に照らし合わせたうえ、基金の十分な有効活用等について検討されたい。

(2) 文化スポーツ観光部スポーツ課(指摘事項1件)

ア 財産管理事務について(指摘事項)

備品の管理において、財務規則第230条で規定された備品確認を実施していなかったことから、所在不明なもの、不用の決定や廃棄の事務処理漏れが複数あるとともに、所在は確認できたが表示標を貼付していないものもあった。財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(3) 文化スポーツ観光部観光振興課(要望事項1件)

ア 補助金審査資料の作成指導と金額確定について (要望事項)

所管する複数の補助金に係る実績報告書において、収支決算書に記載された支出内訳のみでは、各支出が補助対象経費への充当内容であるか判断するには不十分なものが見受けられ、補助金確定事務の正確性に疑義が生じている状況であった。

また、補助金を一義的に支出に充当し、不足分について自主財源等の収入を充当しているものがあり、結果的に余剰金が発生し、翌年度に多額の繰越金が発生しているものもあった。

補助事業者に対して、適正かつ明確な実績報告書を作成するように指導するとともに、市補助金の余剰部分と判断できるものは返還を求めるなど、より適切な補助金確定の審査を実施するように努められたい。

(4) 産業経済部産業政策課(要望事項2件)

ア 補助金審査資料の作成指導と金額確定について (要望事項)

所管する複数の補助金に係る実績報告書において、収支決算書に記載された支出内訳のみでは、各支出が補助対象経費への充当内容であるか判断するには不十分なものが見受けられ、補助金確定事務の正確性に疑義が生じている状況であった。

補助事業者に対して、適正かつ明確な実績報告書を作成するように指導するとともに、より適切な補助金確定の審査を実施するように努められたい。 イ 施設の安全対策について (要望事項)

指定管理者制度導入対象施設であるジョブセンターまえばしにおいて、1階から2階に上る階段の2階階段吹抜け部分に設置された手すりの床面からの高さが85cmであった。

建築基準法施行令第126条第1項では、2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならないと規定していることから、当該部分について、指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定書に基づき指定管理者が行う修繕も含め、施設所管課として転落事故を防止するための適切な安全対策の措置を講じられたい。

(5) 産業経済部にぎわい商業課(指摘事項3件、要望事項1件)

ア 契約事務について(指摘事項)

まちなか再生推進業務において、予定価格調書は別に作成していたが、見 積合わせ通知書とともに選定業者へ送付した業務委託仕様書に予定価格(委 託料)を明記しており、秘密の保持が確保されていない状況であった。

契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 債権管理事務について(指摘事項)

まちなか店舗開店支援事業補助金返還金に係る収入事務において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内ではなく、5か月と大幅に経過した後、督促状を発していた。

債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 現金取扱事務について(指摘事項)

計量関係手数料、実費徴収金において、現金は分任出納員が徴収しているが、 現金領収書の納人や金額等の記載を分任出納員ではない職員が行っていた。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

エ 交付要項の見直しと審査の適正化について(要望事項)

商店街街路灯等省エネ化改修事業補助金において、前例踏襲の運用として、 交付要項で規定する補助対象経費限度額ではなく補助限度額に補助率を乗 じて交付金額を算定していた。また、補助事業者が課税事業者の場合は、交 付申請額から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することと 交付要項で規定しているが、交付申請時に課税又は免税事業者の確認を行っ ていないため、その取扱いが統一されていなかった。

適切な補助金執行となるように交付要項の見直しを検討するとともに、交付金額等に係る審査の適正化を図られたい。

(6) 産業経済部公営事業課(指摘事項2件、要望事項1件)

ア 財産管理事務について(指摘事項)

グリーンドーム前橋、館林場外車券売場に係る備品の管理において、財務規則第230条で規定された十分な備品確認を実施できておらず、所在不明なものや不用の決定漏れが複数あるとともに、不用備品について把握出来ていない状況であった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 債権管理事務について(指摘事項)

グリーンドーム前橋貸館事業の会場使用料、附属設備使用料、実費徴収金に係る収入事務において、納(履行)期限までに納入しない者に対し、納(履行)期限後20日以内ではなく、3か月と大幅に経過した後、督促状を発していた。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例、債権の管理に関する条例、 同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 財産管理事務について (要望事項)

(ア) 普通財産の有効活用について

館林場外車券売場に係る4か所の食堂において、地元自治会から形成された館林場外競輪車券売場等運営協議会と賃貸借契約を結び貸付けを行っているが、このうち2か所は、現在、空き店舗となっており、有効活用が図られていない状況であった。また、ドームパーキングプラザⅠ及びⅡにおいても、日々の利用実績が著しく少ない状況であった。

使用していない食堂は新たな出店希望事業者等へ貸し付けるとともに、 利用実績が少ない駐車場は新たな利用形態を研究するなど、普通財産の有 効活用について検討されたい。

(イ) 土地賃借料の見直しについて

ドームパーキングプラザⅠ及びⅡの土地において、複数の地権者と長期間に渡る賃貸借契約を結んでいるが、平成3年の建設以来、賃借料の見直しを行っていない状況である。

それぞれの契約書では、地価の変動やその他経済情勢を考慮の上、協議のもと契約額を改定できるとしていることから、近隣の土地の賃料等と比較して相応となるように現況の路線価等により算定した適切な賃借料への見直しに努められたい。